

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様の権利を守り、企業価値の増大に努めるとともに、経営の健全性、透明性を目指した情報の開示ならびに取締役会、監査役会などによる経営監視体制を強化し、お客様、お取引先、社員、その他のステークホルダーとの共存と共栄をはかる体制を整えることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	18,152,691	33.11
株式会社みずほ銀行	2,121,399	3.86
武藤 洋	1,855,514	3.38
武藤 栄次	1,800,586	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティンベストメンツ株式会社信託口)	1,457,000	2.65
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OM NIBUS ACCOUNT	1,140,000	2.07
武藤 郁子	888,603	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	733,000	1.33
伊藤 雄康	661,000	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	524,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から「監査計画」を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見の交換をしております。監査役は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会っており、監査の実施過程について会計監査人から随時報告を受けております。監査役は、監査終了時に会計監査人から「監査概要報告書」を受領し、監査の概要および監査の結果について説明を受けております。

監査役は、内部監査室に監査計画、監査役および監査役会の監査の状況ならびに監査報告書について随時説明をしております。監査役は、内部監査室から内部監査計画、内部監査の実施状況および年間活動報告等について随時説明を受けております。また、必要に応じて内部監査室が実施する会議等に出席しております。

さらに、監査役、会計監査人、および内部監査室は、前述の情報交換の他、必要に応じて意見の交換を行っており、相互に連携を保ちつつ、監査の質の向上と効率化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
竹田 晶信	他の会社の出身者				○						
中野 浩樹	他の会社の出身者					○					
國峯 信成	他の会社の出身者					○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
竹田 晶信		TCSホールディングス株式会社監査役 東京コンピュータサービス株式会社監査役	経理財務・監査等に関する専門的知見を有し、当社の取締役の監視とともに提言や助言が可能であること、および他の会社で経理部長、経営管理部長等を歴任してきた経験から経営全般の監査と有効な助言が期待できること、中立的な立場で独立性を確保していること等により、適切な監査が遂行できると判断して常勤の社外監査役に選任しております。
中野 浩樹	○	株式会社アイレックス取締役 当社独立役員	経理財務に精通した十分な見識から当社の取締役の監視とともに提言や助言が可能であること、および会計の透明性確保のための有効な助言が期待できること、中立的な立場で独立性を確保していること等により、適切な監査が遂行できると判断して社外監査役に選任しております。 (独立役員指定理由) 主要な取引関係、金銭関係、親族関係等が当社および関連会社などとの間になく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
國峯 信成		株式会社明成商会専務取締役	会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識から当社の取締役の監視とともに提言や助言が可能であること、および経営の健全性確保のための有効な助言が期待できること、中立的な立場で独立性を確保していること等により、適切な監査が遂行できると判断して社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
定款において任期を1年と定めており、インセンティブ付与の必要性がない。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
平成23年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は16百万円であります。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議題を付した招集通知や議事録、および会計監査人による監査レポートなど関係資料を提出しております。また、資料の説明や要望事項の対応等につきましては、管理部門や内部監査室等より行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 意思決定、業務執行および監督の状況

当社は、グループ経営の迅速な意思決定ならびに経営戦略を効率的かつ機動的に展開するため、持株会社体制へ移行し、グループ経営の健全性、透明性を目指した情報の開示ならびに経営監視体制の強化を行っております。また、法的リスクについては弁護士と顧問契約を締結しており、重要な法務課題や契約締結については随時助言を求めて、的確な対応に努めております。

経営の意思決定につきましては、取締役5名で構成する取締役会(原則月一回および必要に応じて随時開催)に加え、経営会議にて行っております。経営会議は、取締役のほかテーマに関連するグループ企業責任者並びに役職者等によって必要に応じ適時開催しております。また当社では、経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としております。監査役につきましては、財務・会計・経営等に関する知見を有することや独立性が高いこと等を総合的に判断して選任し、3名のうち、1名を常勤の社外監査役、2名を非常勤の社外監査役としております。

2. 監査役監査および内部監査、会計監査の状況

監査役監査は、3名の社外監査役による監査役制度を採用しており、監査役は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行い、社外取締役を選任していなくても中立的な立場から経営の監督機能を充実させており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制としております。

また、内部監査室を設置し、監査役と連携して各拠点、グループ企業を含めた業務・制度監査の充実に努めております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え重要な会計事項については随時助言を求め法令順守に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会につきましては、少数精鋭の体制にて各取締役の十分な議論に基づき、実効的な経営の意思決定を迅速に行っております。加えて、必要に応じて経営会議を適時開催することでよりきめ細かく業務執行を図るべく、経営機能の強化に努めております。

監査役会につきましては、3名の社外監査役で構成されており、常勤監査役を中心に取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査役は、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。会社の指揮命令系統から独立した観点から、取締役会の監督機能を充実させており、適正な会社運営を保持する役割を担っております。

これらのことから、当社は現状の体制において、社外取締役を選任していなくとも、客観性、中立性を備えた経営の監視体制は十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	平成18年6月開催の定時株主総会より、当社の概要や決算内容を画像を用いて説明し、個人投資家にも理解していただきやすい総会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信や事業報告書等の決算情報を中心に、TDnetでの開示情報や株式事務等、株主や投資家の利便性を考えて掲載しております。 http://www.mutoh-hd.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部でIRに関する株主や投資家からのご質問やご相談に応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「国内外の法令、社会倫理を遵守し、良識ある企業活動を心がけ、グループ事業の価値の向上とMUTOHブランドの恒久的維持・拡大、更には社会の健全な発展に努める。」を経営理念として定め、MUTOH行動規範において定義しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議し、運用しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、内部統制システム確立のための取り組みの状況(コンプライアンス委員会の運営状況を含む)につき、3か月に1度以上取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合にはただちに取締役会に報告する。
- (2) 企業行動規範を策定し、取締役および使用人全員への浸透をはかる。
- (3) 取締役社長を委員長、その他必要な構成員を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、その事務局を法務担当部署に設置する。
- (4) コンプライアンス委員会は、企業行動規範を受け、企業コンプライアンス遵守のための活動を推進する。
- (5) コンプライアンス事務局は、取締役社長の指揮、命令のもとで、コンプライアンス違反事案の調査、各部門に対するコンプライアンス全般の指導をおこなう。
- (6) 公益通報者保護法の施行を受け、コンプライアンスホットラインを設置する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程の整備に努め、社内規程に則り次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに適切に保存・管理する。

- (1) 取締役会議事録
- (2) 経営会議議事録
- (3) 稟議書
- (4) その他取締役会が決定する書類

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集および分析ならびに発生した損失の拡大を防止するためのリスク管理規程等を制定する。
- (2) 新たに生じた損失の危険については、その危険の程度に応じた適切な対応責任者をただちに決定する。また、重要な損失の危険への対応は、取締役社長直轄の対策本部を設置しておこなう。
- (3) 内部監査室を設置し、グループ各社の業務プロセス等を監査し、損失発生防止のためのシステム構築に努める。
- (4) 訴訟リスク、損害賠償リスク等その他リスクを最小化するための体制強化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な業務執行その他企業集団全体に影響を与える重要事項については、取締役社長、その他必要な構成員からなる経営会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する。
- (2) 取締役の職務の執行の効率性を確保するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

5. 当該株式会社ならびにその親会社等及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における各企業の情報交換、人事の交流を積極的に行い連携を強化する。
- (2) 企業集団における各企業の規模、内部管理体制の整備状況を勘案し、当社の企業行動規範、リスク管理規程等を適宜準用し、合理的な内部統制システムの構築に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で、補助使用人ないし補助機関等を設置する。

7. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動について、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で、これを定める。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対し、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) 取締役社長は、内部統制システム確立のための取り組みの状況(コンプライアンス委員会の運営状況を含む)につき監査役から報告を求められたときには速やかにこれを報告する。
- (3) 内部通報事務局は、内部通報の状況につき監査役から報告を求められたときは速やかにこれを報告する。
- (4) 内部監査室は、内部監査の結果につき監査役から報告を求められたときには速やかにこれを報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係わる年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- (2) 監査役が、子会社の役員との意思疎通、情報の交換、その他の実効的な連携がとれるよう適宜協力する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効性と適切な提出をおこなうための内部統制システムの構築および改善に努める。
- (2) 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、内部統制基本方針、各種規程等の作成ならびに継続的な運用の状況確認および評価をおこなう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、MUTOHグループ行動規範を制定しており、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

- (1) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える危険がある反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で一切の関係を断絶する。
- (2) 反社会的勢力に対する基本理念および行動基準を定め、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し組織的な対応をおこなう。

V その他

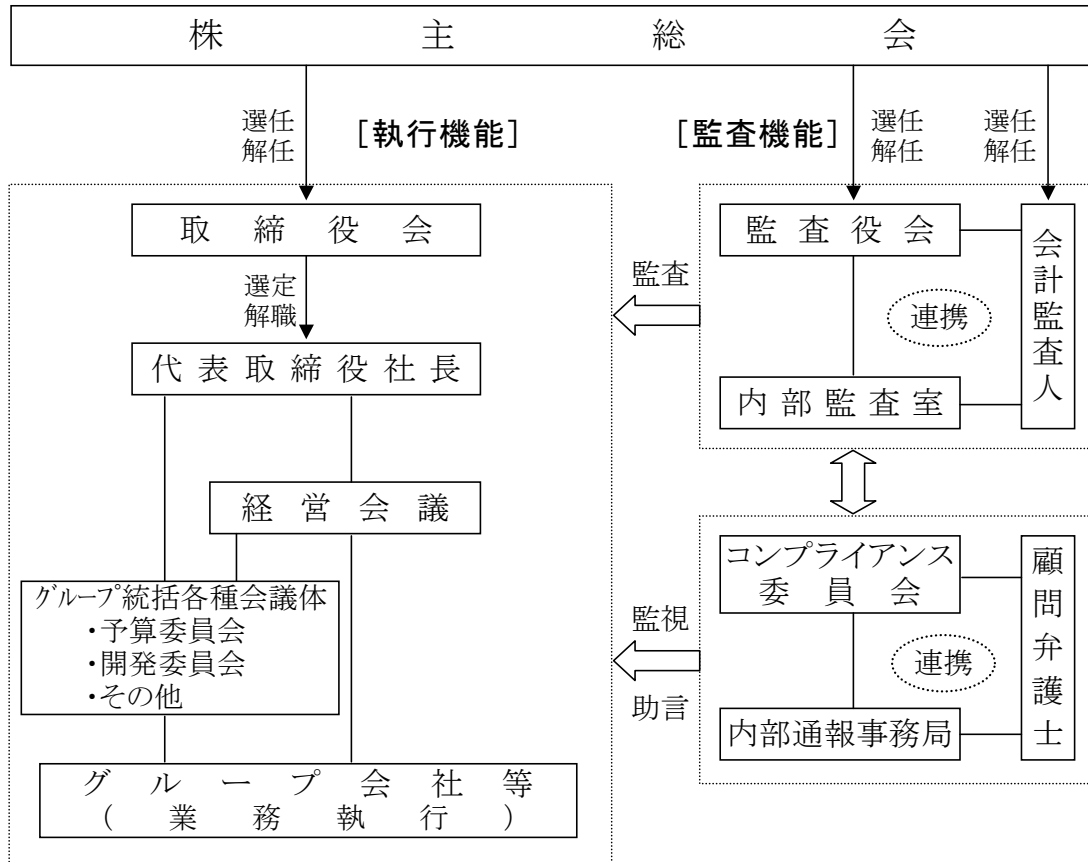
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】



【適時開示体制の概要：模式図】

情報の流れ ———▶ 経営情報 - - -▶ 決算情報 ▶ 緊急情報 ———▶ PR情報

